

## 令和元年度北栄町防災会議 次第

日時 令和2年3月5日(木)  
午後1時30分～  
場所 大栄農村環境改善センター  
青年研修室

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 委員紹介

### 4 報告事項

(1) 令和元年度災害発生状況について・・・資料No.1

(2) 令和元年度の町の防災関連事業について・・・資料No.2

(3) 新型コロナウイルスに対する本町の対応について・・・資料No.3

### 5 協議事項

(1) 北栄町地域防災計画の見直しについて・・・資料No.4

(2) 令和2年度の町の防災関連事業について・・・資料No.5

### 6 意見交換

(1) 北栄町地域防災計画への意見について

### 7 その他

### 8 閉会

# 北栄町防災会議委員名簿

(任期：2019年3月15～2021年3月14日)

機 関 名	職名	氏 名	代理出席者	備考
北栄町	町長	松本 昭夫		会長
国土交通省倉吉河川国道事務所	所長	高木 繁		1号委員
鳥取県中部総合事務所 地域振興局	局長	江原 修		2号委員
倉吉警察署	署長	河本 雅樹	警備第二係長 池田健一郎	3号委員
北栄町	副町長	手嶋 俊樹		4号委員
北栄町	総務課長	磯江 昭徳		〃
北栄町	産業振興課長	手嶋 寿征		〃
北栄町	福祉課長	田中 英伸		〃
北栄町	地域整備課長	倉光 顕		〃
北栄町	生涯学習課長	杉本 裕史		〃
北栄町教育委員会	教育長	別本 勝美		5号委員
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局	局長	増田 篤規	湯梨浜消防署長 河村 亨次	6号委員
北栄町消防団	団長	川口 美記也		7号委員
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	支店長	杉本 健		8号委員
中国電力株式会社 倉吉営業所	所長	澤 幸夫	副所長 牧野 政人	〃
鳥取中央有線放送株式会社	管理部課長	永田 孝史		〃
大谷自治会自主防災組織	自治会長	塚本 公人		9号委員
鳥取県自主防災活動アドバイザー		長谷川 孝司		〃
北栄町大栄赤十字奉仕団	委員長	中西 澄江		10号委員
北栄町北条赤十字奉仕団	委員長	松本 眞由美		〃
北栄町社会福祉協議会	総務課長	柿本 千恵美		〃
介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条	所長	青亀 千弘	福光 誠史	〃
北栄町	健康推進課長	吉岡 正雄		〃

## 事務局

北栄町総務課情報防災室	室長	米塚 浩二		
北栄町総務課情報防災室	主事	猪山 寛太		

## 県内の災害と北栄町の対応（令和元年度主なもの）

台風	<p>●台風 10号（8/15）</p> <p>災害警戒会議： 15日 9:00 各課長、情報防災室 自主避難所開設： 15日 11:00 大栄農村環境改善センター 2名 B &amp; G海洋センター 避難者なし</p> <p>暴風警報：警戒体制(1) 15日 6:21～19:58 被 害：被害なし</p>
	<p>●台風 17号（9月22日～23日）</p> <p>暴風警報：警戒体制(1) 22日 18:05～23日 8:02 被 害：被害なし</p>

## 令和元年度の町防災関連事業

## 1 北栄町総合防災訓練（9月1日（日）8:30～12:00、水害・土砂災害）

参加者

- ・自治会等参加者：23自治会 191人
- ・協力団体：赤十字奉仕団 24人、琴浦・湯梨浜消防署 4人  
北栄町消防団 35人、北栄町女性消防団 3人  
国土交通省 1人
- ・町職員：25人

計 283人

- ア 災害対策本部設置訓練 8:30～9:00 職員参集⇒対策本部会議⇒避難勧告
- イ 自治会との避難情報連携訓練 9:00～9:30 36自治会参加
- ウ 防災講演会 9:55～10:35 北条農村環境改善センター  
「天神川の防災対策について」 国土交通省倉吉河川国道事務所
- エ 炊き出し訓練 北栄町赤十字奉仕団
- オ 水害救助訓練 北栄町消防団
- カ その他
  - ・消防団巡回訓練、救命救急訓練、Lアラート配信訓練、災害備蓄品の展示

## 2 防災研修会

- ・自治会（4）、中学校（2）、介護保険事業所（1） (R2.3.2現在)

## 3 自治会防災訓練等助成

- ・延べ 69自治会、助成総額 1,277,200円 (R2.3.2現在)

## 4 自主防災組織の設置状況

- ・H30年度末 47組織 R元年度中設置 1組織 (R2.3.2現在)

## 5 防災士の育成

防災リーダーの育成を目的に、防災知識を備えた「防災士」の資格取得を推進を図る。防災士資格取得に必要な研修受講費や資格試験受験料の費用は町が負担。

- ・令和元年度資格取得 10名（合計30名）

## 新型コロナウイルスの対応状況

### 1 町対策会議の開催状況

- 1月31日（金曜日）11:00～、2月18日（火曜日）8:00～  
2月28日（金曜日）11:00～、3月4日（水曜日）13:15～

### 2 対応状況

- ・職員窓口マスク対応、イベント等における希望者への配布  
備蓄：約10,000枚（3/1現在）  
購入：注文中、納品日時未定（見込みなし）
- ・施設入り口等に手指消毒の配置  
備蓄：5リットル30本（3/1現在）  
購入：注文中、納品日時未定。
- ・学校の対応  
3/2～3/16まで小・中学校を休校。16日以降は、状況で延長あり。
- ・学校等以外の施設  
感染者が利用⇒施設閉鎖し施設消毒。数日間閉鎖  
職員の感染発生⇒上記と同。接触職員の自宅等待機
- ・イベント、会議  
参加人数、延期可否等に応じて、各課判断。※3/15、16くらいまでは、不特定多数、子どもや高齢者があつまるといったもの、先送りが可能なものについて、中止又は延期。

国の対応	・患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合は、…施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。
県の対応	・観光、宿泊施設：「予防策、発熱者対応について注意喚起」する。 ・イベント等：「感染拡大防止の観点から感染の広がり、会場等を踏まえて判断するよう周知」する。

- ・子を持つ職員への対応  
町独自：特別休暇（子の看護休暇、参観日休暇）を活用  
その他は国に準ずる。⇒在宅勤務、特別休暇の拡充、休業補償など

### 3 今後の対応

- ・町対策会議の定期的な開催  
状況の変化（県内発生等）、国県等の指示・要請

## 令和元年度北栄町地域防災計画の見直し概要

## 1 住民避難情報の変更

「避難勧告等に関するガイドライン」(平成31年3月：内閣府)の改定に伴い、避難情報の変更を行う。(水害、土砂災害のみ)

水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生し、平成最大の人的被害をもたらした平成30年7月豪雨を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対する避難対策の強化を図るため、住民がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確にする。

(避難情報の名称)

5段階の警戒レベル	住民がとるべき行動	発令
【警戒レベル1】早期注意情報	心構えを高める	気象庁
【警戒レベル2】注意報	避難行動の確認	
【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等は避難	町
【警戒レベル4】避難勧告	避難	
【警戒レベル4】避難指示(緊急)		
【警戒レベル5】災害発生情報	命を守る最善の行動	

(計画(震災・風水害):第2章第31節「避難体制整備計画」(P55))

## 2 女性の視点に立った避難所運営の見直し

男女のニーズの違いを踏まえ、男女の視点から運営状況がチェックできるよう、男女の役割を固定的に考えることなく、避難所運営の役員に女性を登用し、女性が積極的に避難所運営に関われる環境を構築するなど男女共同参画による避難所運営ができるよう配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(計画(震災・風水害):第3章第8節「土砂災害予防計画」(P90))

## 3 土砂災害予防計画の変更

「緊急自然災害防止対策事業債」の採択要件として、当該実施個所が地域防災計画に位置付けされていることが必須のため所要の見直しを行う。

(計画(震災・風水害):第2章第5節「土砂災害予防計画」(P23))

## 4 避難行動要支援者対策の見直し

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)の内容を防災計画に位置付けるため、見直しを行う。

- ・避難行動要支援者名簿情報の漏えい防止
- ・要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことが出来るための通知又は警告
- ・避難支援等関係者等の安全確保

(計画(震災・風水害):第2章第33節「避難行動要支援者対策の強化」(P58))

## 5 その他の修正

### (1) 連携備蓄品目

鳥取県、県内市町村とで連携して備蓄する品目の見直しがあるため、変更を行う。

(計画(震災・風水害):第2章第21節「生活必需物資備蓄・調達計画」(P42))

### (2) 資料編の修正

- ・ 応急仮設住宅建設候補地の修正  
町有地の売却によるもの。

(計画(資料編):資料50(P49))

- ・ 協定締結一覧の追加

災害救助物資の調達に関する協定(ジュンテンドー)

災害時における情報発信及び防災啓発に関する協定

((株)エフエム山陰、(株)山陰放送)

(計画(資料編):資料94(P69))

## 今後の町防災関連事業について (令和2年度北栄町の取組予定)

### 1 訓練

#### (1) 町総合防災訓練

9月6日(日)(予定)

- ア 災害対策本部設置訓練
- イ 自治会との避難情報連携訓練
- ウ 防災講演会
- エ 炊き出し訓練 北栄町赤十字奉仕団
- オ 救助訓練 北栄町消防団

### 2 自主防災組織、自治会への活動支援

#### (1) 自主防災組織リーダー等研修会

- ・研修対象：自主防災組織代表や自治会長など自治会防災活動のリーダー役
- ・各自治会での防災訓練に取り入れられるような内容とする。図上訓練など。

#### (2) 個別支援の取組

- ア 自主防災組織化支援
- イ 自治会独自訓練・研修への助言・指導
- ウ 自治会防災マップ作成支援

### 3 防災士の育成

- ・県主催による養成研修会が、毎年11月ごろに開催予定。
- ・12名育成予定。

### 4 備蓄品の購入

- ・予算 873,000円
- ・購入品目 アルファーマイ、液体ミルク、保存水、ブルーシート、避難所用テント、折り畳みマット

## 北栄町防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日 条例第 17 号  
改正 平成 19 年 12 月 21 日 条例第 35 号  
平成 21 年 12 月 27 日 条例第 39 号  
平成 24 年 12 月 25 日 条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、北栄町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北栄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
  - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5 人以内
  - (3) 町を所轄する警察署長 1 人
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 10 人以内
  - (5) 教育長 1 人
  - (6) 鳥取中部ふるさと広域連合消防局の職員のうちから町長が任命する者

1人

(7) 消防団長 1人

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 3人以内

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者 3人以内

(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月27日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。